

森林の早期復旧

▶森林災害復旧事業での森林再生

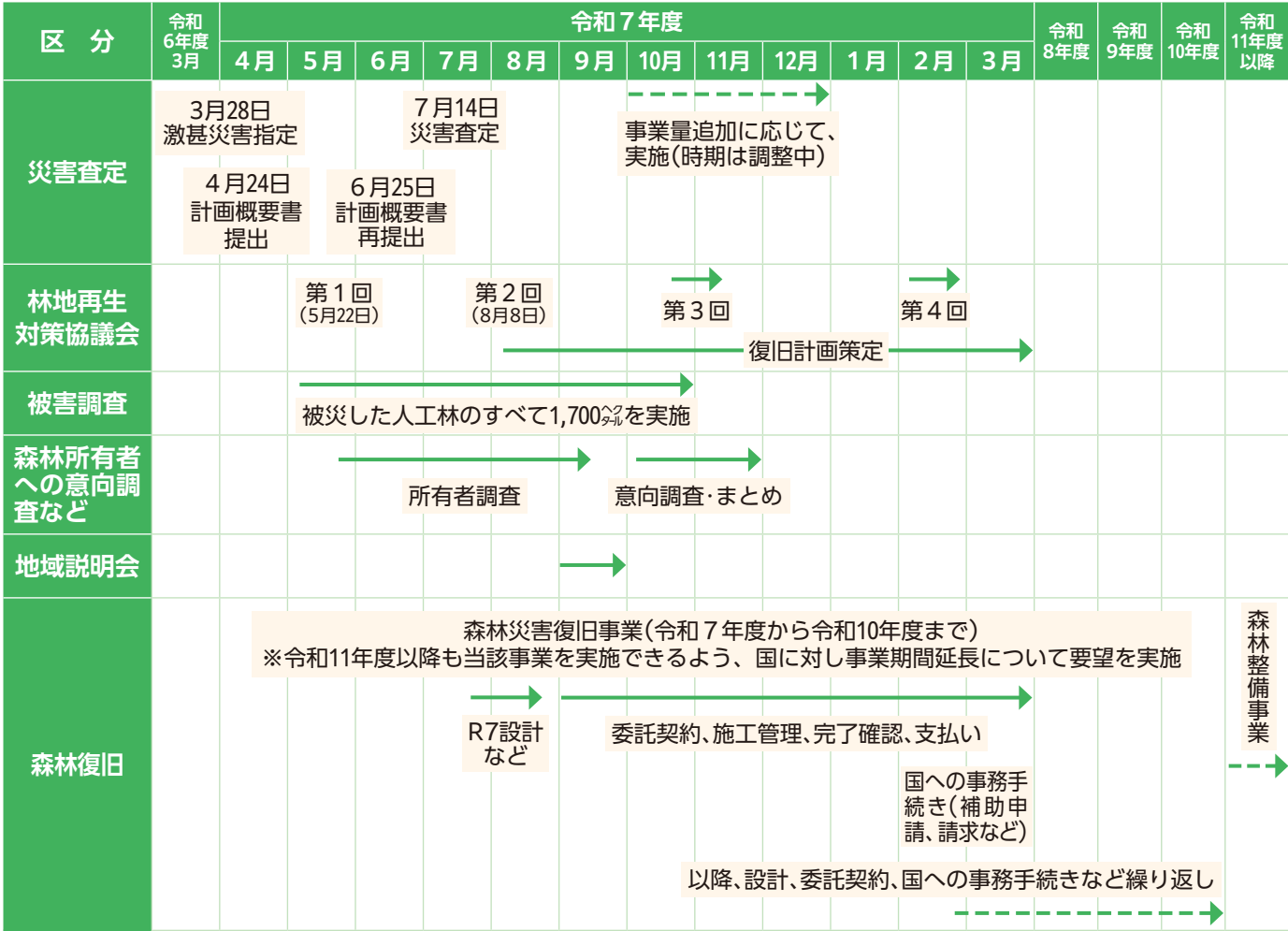
図農林課(☎内線337、338)

森林が持つ、水を蓄える力・環境を守る力・土砂災害を防ぐ力などを回復させるため、さまざまな種類の木を植林し、脱炭素につながる取り組みを検討します。
市だけでなく、民間の企業・団体による植林活動なども受け入れ、さまざまな立場の人が関わって再生を推進します。

▶治山・砂防事業による二次被害などの防止と応急対応

図農林課(☎内線353)、建設課(☎内線320)

県が事業主体となり市内29カ所で大型土のうを設置する応急工事が6月20日までに完了しています。
さらに、市内14カ所で治山ダムや、砂防堰堤の整備を予定しています。市と県が一体となり、地域とも連携して事業を円滑に推進します。



災害を防ぐ力の強化

国の「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」や、県の「火災警報に関する検討会」の内容を参考に、市としての火災予防の強化策を検討します。



県による治山・砂防応急工事



消防署、消防団、県内相互応援隊による残火確認活動

なりわいの再生

▶水産業、農業、中小事業者などの焼損した施設・機械などの復旧支援

農林漁業者や中小事業者などのなりわいの再生を図るため、被災した施設や機械設備などの復旧を令和7年度末まで実施します。
特に、農林水産業においては、作付け、養生、収穫、加工といった作業の時期が決まっていることから、年間の生産サイクルに遅れが生じることがないように実施しています。なお、事業期間については、復旧の状況や支援の妥当性を踏まえ、必要に応じて令和8年度までの延長を検討します。



▶林野火災に伴う影響(観光業のキャンセルなど)への支援

予約キャンセルや来訪者の減少などの影響を踏まえ、観光需要の喚起を図る事業を実施しています。また、地域の魅力を発信し、被災事業者の経済活動の再生に資する取り組みを検討します。

